



## 屋根工事の契約トラブルに気をつけて！

戸建て住宅を訪問し、屋根修理の契約を迫る「屋根工事」に関する相談が増加しています。住宅の屋根は見えにくい状況が把握しづらく、専門知識が必要なため、業者から指摘をされると不安な気持ちになりがちです。よくある手口を知り、被害にあわないよう気をつけましょう！



### 典型的な勧誘文句

- ・近所で工事をしていてお宅の屋根が壊れているのが見えた。
- ・屋根が取れかけている。瓦が飛んで近隣の家に迷惑をかけてしまうので修理した方がいい。
- ・屋根が壊れている。このままでは雨漏りする。保険を使って無料で修理ができるので、直した方がいい。

**注意** 不安をあおるような言葉や「無料」といった言葉で契約を迫られる事例が多く見受けられます！

©埼玉県消費生活課

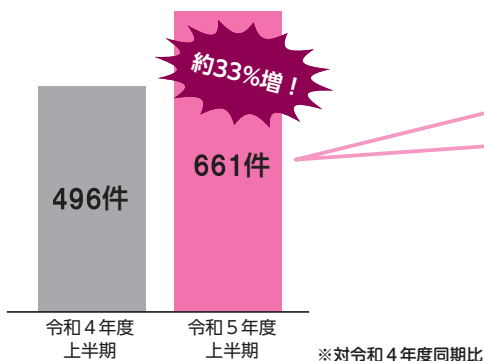
### 待って！ワンポイントアドバイス

- 1** 「無料」という言葉に注意！安易に点検させない！
- 2** 慌てて契約せず、複数社から見積りを取る。修理の必要性や金額の根拠を明確にする。
- 3** クーリング・オフができるかも！まずは消費生活センターにご相談を！

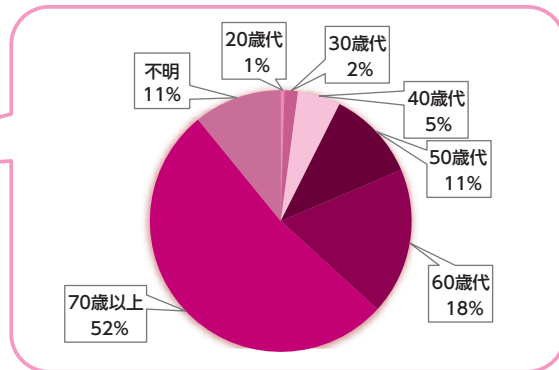
#### △注意

地震、大雨などの災害時にはそれに便乗した工事、建築に関する悪質商法が多数発生しています。災害発生地域だけが狙われるとは限りません。十分注意してください。

埼玉県内の屋根工事に関する相談件数



令和5年度上半期の年代別相談者割合



参考：令和5年度上半期の消費生活相談の概況（埼玉県）

少しでも不安に思ったら、1人で悩まず消費生活センターにご相談ください！

**【相談日】** 月～金曜日（祝日、12月30日～1月3日を除く） 午前10時～正午、午後1時～4時  
**【場所】** 消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）  
**【電話】** 048-463-1111（内線2256）

契約に関するトラブル（商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど）、  
霊感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

